

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

入札説明書

令和 5 年 6 月 28 日

米 沢 市

< 目 次 >

第1	事業内容に関する事項	2
1	事業の概要	2
2	事業のスケジュール（予定）	4
第2	入札に関する事項	5
1	事業者の選定	5
2	入札参加者の備えるべき参加要件等	5
3	入札の実施	8
第3	優秀提案者の選定及び落札者の決定・公表に関する事項	15
1	落札者の決定方式	15
2	審査委員会の設置	15
3	優秀提案者の選定の実施	15
4	落札者の決定・公表	16
第4	事業契約等に関する事項	17
1	基本協定の締結	17
2	特別目的会社の設立	17
3	選定事業者との事業契約の締結（仮契約）	17
4	市議会における事業契約に係る議案の議決（効力の発生）	18
5	契約保証金	18
6	支払条件等	19
7	工事保険等	26
第5	事業実施に関する事項	27
1	選定事業者の権利義務に関する事項	27
2	市と選定事業者の責任分担	27
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
4	土地（事業計画地）の使用等	28
第6	その他に関する事項	36
1	情報の提供	36
2	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	36
3	金融機関等と市の協議（直接協定）	36
4	特定事業の選定の取消し	36
第7	提出書類等の一覧	37

本入札説明書は、米沢市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定した米沢市学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって、入札参加者を対象に交付（公表）するものである。

事業の基本的な考え方については、令和 5 年 5 月 25 日に公表した「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 実施方針等」と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問回答及び意見等を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえて、入札に必要な入札書及び提案書を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書と合わせて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 様式集」
（以下「様式集」という。）
- 2 「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 要求水準書（「添付資料」を含む。）」
（以下「要求水準書」という。）
- 3 「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 落札者決定基準」
（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業 仮事業契約書（案）」
（以下「仮事業契約書（案）」という。）

なお、本入札説明書等と公表済みの実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違がある場合には、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、本入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答及び本入札説明書等に関する質問回答によることとする。このとき、本入札説明書等に関する質問回答を優先するものとする。

第1 事業内容に関する事項

1 事業の概要

(1) 事業名称

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類等

① 公共施設等の種類

学校給食共同調理場（本体施設とともに附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

② 公共施設等の所在地

事業計画地 / 米沢市六郷町西藤泉 160 番地（第六中学校グラウンドの一部）

③ 公共施設等の管理者の名称

米沢市長 中川 勝

(3) 事業の目的

本市教育委員会では、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、令和8年度に（仮称）南西中学校と（仮称）北中学校の開校、令和11年度に（仮称）東中学校の開校を目指し、中学校を7校から3校に統合を進めている。

この中学校の統合にあたり、1校当たりの生徒数が増加し、現在、中学校で実施している親子方式による給食提供の継続が困難になることから、本市教育委員会が目指すべき学校給食のあり方を改めて整理することを目的に、令和3年5月に米沢市学校給食基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、令和8年度の供用開始に向けて、本施設を整備することとした。

また、基本方針に基づき、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を持続的に提供し続けていくため本施設に関する基本的な事項をまとめた米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を令和5年2月に策定した。

本事業は、基本方針及び基本構想・基本計画に基づき、効率的かつ効果的な整備運営を推進するため、PFI法に基づき実施するものである。

(4) 基本方針

① 安定的な給食の提供

自前の炊飯による米飯提供の他、市内小学校の給食室改修の際は、本施設からの給食提供が可能な調理施設として位置付ける。また、SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備等の導入を積極的に検討し、持続可能な脱炭素社会と資源循環社会を形成する取組を推進する共同調理場を整備する。なお、市内小学校の給食室改修の際の給食提供に関する関連業務は、本事業の変更事業契約として対応する予定である。

② 安全安心な給食の提供

食物アレルギーを持つ児童生徒が安全で安心な給食を楽しく食べられるように、アレルギー対応食への適切な対応を行うことができるアレルギー対応食専用の調理室等を確保するとともに、必要な調理設備を備えた施設とする。また、積雪による道路状況の変化や通行止め等による配送遅延、未配送を防止する配送計画とする。

③ 食育と地産地消の推進

調理工程を見学できる場を設けるとともに、訪れた児童生徒等が、楽しく食に関する正しい知識を学べる場及び設備を備えた施設とする。また、米沢らしく魅力的で美味しい給食を実現するため、地域産食材を積極的に使用する他、多様な郷土食、行事食を提供する。

④ 子ども達を大切にしたい細やかな対応

多様な献立作成の仕組みを構築し、各校の学校運営に合わせた柔軟な給食提供を実施する。

⑤ 施設設備と労働環境の整備

安全で安心な学校給食を提供するため「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った高い衛生水準を確保できる施設とするとともに、HACCPに準拠し、ドライシステムを基本とした施設とする。また、温湿度調節が可能な調理室とする等、適切な労働環境を整備する。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設整備業務を実施した後、公共施設等の管理者である市に本施設の所有を移転し、選定事業者が所有移転後の事業期間中に係る維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

(6) 事業内容

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下に掲げるとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務及び関連業務
- エ 調理設備調達・設置業務及び関連業務
- オ 食器食缶等調達業務及び関連業務
- カ 施設備品調達・設置業務及び関連業務
- キ 工事監理業務
- ク 周辺家屋影響調査・対策業務
- ケ 電波障害調査・対策業務
- コ 近隣対応・対策業務
- サ 所有移転（引渡し）に係る一切の業務
- シ 上記各項目に伴う各種申請等業務

② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（建築物の修繕・更新業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕・更新業務を含む。）
- ウ 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕・更新業務を含む。）
- エ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕・更新業務を含む。）
- オ 食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
- カ 施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）

- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検を含む。）

③ 運営等業務

- ア 開業準備業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 配送・回収業務
- オ 配膳補助等業務
- カ 洗浄・残渣等処理業務
- キ 運営備品調達業務
- ク 上記各項目に伴う各種申請等業務

※ なお、運営等に関して市が実施する業務は、献立作成業務、食数調整業務、食材調達業務、食材検収業務、給食費の徴収管理業務、見学者の案内・説明業務、食育指導業務、光熱水費（配送車の燃料費を除く。）の支払業務とする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、市と選定事業者との間で締結する本事業の実施に関する事業契約の締結日から令和23年3月末日までとする。

2 事業のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

令和5年11月	落札者の決定・公表
令和5年11月	落札者との基本協定の締結
令和5年12月	審査講評の公表
令和6年1月	選定事業者との仮事業契約締結
令和6年3月	仮事業契約の市議会における議会の議決
令和6年4月～令和8年3月	施設整備業務の期間
令和8年3月	本施設の引渡し（本施設の引渡日は令和8年3月31日）
令和8年4月～令和23年3月	維持管理業務及び運営等業務の期間（ただし、運営等業務のうち開業準備業務の期間は、選定事業者が提案する日から本施設の引渡し日までとする。）

第2 入札に関する事項

1 事業者の選定

市は、優秀提案者の選定及び落札者の決定について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第167条の10の2第1項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに施設整備、維持管理及び運営等能力等）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

2 入札参加者の備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、本施設の設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者等で構成されるものとする。

入札参加者は、単独企業（施設整備（設計・建設等）、維持管理、運営等を単独の企業で実施する。以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も入札参加表明及び入札参加資格審査申請の提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員に、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、選定事業者（SPC）及び設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者は、市が入札説明書等（主に要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 入札参加表明及び入札参加資格審査申請の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- ② 入札参加表明及び入札参加資格審査申請により入札参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ③ 入札参加表明及び入札参加資格審査申請により入札参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、入札書及び提案書の受付期限日（開札日）の前日までに於いて、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。
- ④ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（主に要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。なお、複数の入札参加企業又は入札参加グループの構成員の協力企業として参加することを妨げるものではない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理にあたる者、運営等に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数

の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

また、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理にあたる者、運営等に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。ただし、建設に当たる者の資格要件のイ、ウについては、複数の企業のうちいずれか1者が満たしていればよいものとする。

なお、維持管理に当たる者については、①の要件のみを満たせばよいものとする。

① 入札参加企業又は入札参加グループの構成員共通

米沢市契約規則（昭和53年規則第5号）第23条第2項に基づく令和5・6年指名競争入札参加者登録簿（以下「入札参加者登録簿」という。）に登録された者であること。

ただし、未登録の場合は、入札参加表明書の提出までに、米沢市における競争入札参加資格審査申請の手續に準じて入札参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより入札参加者登録簿に登録された者であるとみなすものとする。なお、この入札参加資格審査申請は本事業に対してのみ有効とする。このことに該当する者は、速やかに、本事業に関する窓口まで申し入れること。

② 設計に当たる者

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 東北6県内において、平成25年度以降に業務を完了した、延べ面積1,000㎡以上の公共施設の設計実績があること。なお、共同企業体での実績でもよいものとし、その場合の出資比率等を20%以上とする。

ウ HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合は、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

③ 建設に当たる者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 入札参加者登録簿において建築一式工事の等級Aに格付登録されている者であること。

ウ 米沢市内に本店又は本社を有する者であること。

エ 東北6県内において、平成25年度以降に引き渡しを完了した、延べ面積1,000㎡以上の公共施設の建設実績があること。なお、共同企業体での実績でもよいものとし、その場合の出資比率等を20%以上とする。

④ 運営等に当たる者

ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

a) 学校給食共同調理場における調理業務

b) 集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）

設)における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力企業の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者、又は「破産法」（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者（ただし、それぞれの手続開始又は整理開始の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成 6 年 3 月 31 日告示第 66 号）による指名停止の期間中である者
 - ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者
 - ⑤ 入札参加資格審査申請の受付期限日において、国税又は地方税を滞納している者
 - ⑥ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は、本事業において石井法律事務所と提携している。）
- ※ 資本面若しくは人事面において関連がある者
- ア 資本面において関連がある者
- 次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- a) 親会社と子会社の関係にある場合
 - b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ※ 子会社の定義は、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）の定義を適用する。
- イ 人事面において関連がある者
- 次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、下記 b) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる資本面若しくは人事面において関係があると認められる場合
- ⑦ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表者（法人の場合は、役員（非常勤を含む。）、支配人及び営業所の代表者をいい、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）又は職員が次のいずれかに該当する場合

- ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- イ 暴力団員等が入札参加企業又は入札参加グループの構成員を支配する者
- ウ 暴力団員等を入札参加企業又は入札参加グループの構成員の業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するおそれがある者
- エ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、自己又は第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている者
- オ 暴力団員等に対し資金を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者
- カ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

(4) 入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付期限の日とする。

なお、入札書及び提案書の受付期限日(開札日)から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき入札参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。

また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を越える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

3 入札の実施

入札に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

入札説明書等の公表関係	
令和5年 7月4日(火)～8月8日(火)	(1) 入札説明書等の公表
入札説明書等に関する質問回答(1回目)関係	
7月14日(金)～7月19日(水)	(2) 入札説明書等に関する質問の受付(1回目)
8月3日(木)	(3) 入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)
入札参加表明及び入札参加資格関係	
8月8日(火)～8月10日(木)	(4) 入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付
8月18日(金)	(5) 入札参加資格審査結果の通知
8月21日(月)～9月4日(月)	(6) 入札参加資格がないとされた理由の説明請求の受付
9月11日(月)	(7) 入札参加資格がないとされた理由の説明請求への回答
事業計画地及び配送校に関する見学関係	
8月14日(月)～8月15日(火)	(8) 事業計画地及び配送校に関する見学の申込

8月21日(月)～ 8月25日(金)	(9) 事業計画地及び配送校に関する見学の実施
入札説明書等に関する質問回答(2回目)関係	
9月 1日(金)～ 9月 5日(火)	(10) 入札説明書等に関する質問の受付(2回目)
9月20日(水)	(11) 入札説明書等に関する質問回答の公表(2回目)
入札書及び提案書関係	
8月21日(月)～10月26日(木)	(12) 入札辞退の受付
10月25日(水)～10月27日(金)	(13) 入札書及び提案書の受付
10月27日(金)	(14) 入札書の開札(入札金額の適格審査)

※ 項目別に整理しているため一部で時系列が前後している箇所があることに留意すること。

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等の公表を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所等

- ア 公表日時 / 令和5年7月4日(火)から8月8日(火)まで
- イ 公表場所 / 市のホームページ
- ウ URL / <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/7435.html>

(2) 入札説明書等に関する質問の受付(1回目)

入札説明書等に関する質問の受付(1回目)を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

- ア 受付日時 / 令和5年7月14日(金)から7月19日(水)午後5時まで
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

- ア 受付方法 / 入札説明書等に関する質問がある民間事業者等は、その内容をく様式1「入札説明書等に関する質問書(1回目)」に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付(Microsoft Word)により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは「PFI質問書」の件名で送付すること。
- イ 受付確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。
- ウ メールアドレス / ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

(3) 入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)

入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所等

- ア 公表日時 / 令和5年8月3日(木)
- イ 公表場所 / 市のホームページ
- ウ URL / <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/7435.html>

(4) 入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付

入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和5年8月4日（金）から8月8日（火）まで（ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間）

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

ア 本事業への入札参加希望者は、入札参加資格を満たすことを証明するため、入札参加表明及び入札参加資格審査申請を提出し、市から入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

イ 入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付期限日とする。ただし、「第2、2(4) 入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日等」の規定が適用されることに留意すること。

ウ 入札参加表明及び入札参加資格審査申請は、＜様式2 入札参加表明書＞から＜様式● 入札参加グループの構成員の納税に関する書類＞までに所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

エ 受付期限日までに入札参加表明及び入札参加資格審査申請を提出しない入札参加希望者並びに入札参加資格がないとされた入札参加希望者は、本事業の入札に参加することができない。

オ 入札参加資格があるとされた入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限の日（開札日）において、入札参加者の備えるべき入札参加資格に掲げる要件の1つでも満たさない場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失うことになり、本事業の入札に参加することができない。

カ 市は、入札参加表明及び入札参加資格審査申請を受け付けた場合は、当該書類に受付印を押し、その写しを申請者に交付する。ただし、この写しを持って、入札参加資格に関する審査を受けたことにはならないので留意すること。

③ 入札参加表明及び入札参加資格審査申請に関する書類の取扱い

ア 市は、受け付けた入札参加表明及び入札参加資格審査申請に関する書類を、入札参加者に無断で入札参加資格審査以外には使用しない。

イ 市は、受け付けた入札参加表明及び入札参加資格審査申請に関する書類は返却しない。

ウ 市は、受け付けた入札参加表明及び入札参加資格審査申請に関する書類の変更、差し替え若しくは再提出は、原則として認めない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、入札参加表明及び入札参加資格審査申請を提出した入札参加希望者に対して、書面により令和5年8月18日（金）までに通知する。

(6) 入札参加資格がないとされた理由の説明請求の受付

入札参加資格がないとされた理由の説明請求の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和5年8月21日（月）から9月4日（月）まで（ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間）

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

入札参加資格がないとされた入札参加希望者は、その理由について説明を請求することができる。当該理由の説明請求は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

(7) 入札参加資格がないとされた理由の説明請求への回答

入札参加資格がないとされた理由の説明請求を受け付けた場合は、当該請求者に対して、書面により令和5年9月11日（月）までに回答する。

(8) 事業計画地及び配送校に関する見学

事業計画地及び配送校に関する見学を以下の要領で行う。

① 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 令和5年8月21日（月）から8月25日（金）までの間に個別に実施

イ 開催場所 / 事業計画地及び配送校

② 参加申込方法

ア 申込日時 / 令和5年8月9日（水）から8月14日（月）午後5時まで

イ 申込方法 / 本事業に関する入札参加者は、事業計画地及び配送校に関する見学への参加を必須とし、＜様式● 事業計画地及び配送校見学参加申込書＞に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI見学」の件名で送付すること。

ウ 受付確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

エ メールアドレス / ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

オ 参加に当たっては、市のホームページより、入札説明書等のうち要求水準書をダウンロードして持参すること。

カ 入札説明書等に関する質問の受付は、別途書類形式で行うため、事業計画地及び配送校に関する見学現地での質問は受け付けない。

(9) 入札説明書等に関する質問の受付（2回目）

入札説明書等に関する質問の受付（2回目）を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和5年9月1日（金）から9月5日（火）午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

入札説明書等に関する質問の受付（1回目）の受付方法等と同じ。((2)②を参照)

(10) 入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）

入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）を以下の要領で行う。

① 公表日時及び場所

ア 公表日時 / 令和5年9月20日（水）

イ 公表場所 / 市のホームページ

ウ URL / <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/7435.html>

(11) 入札辞退の受付

入札辞退の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和5年8月21日(月)から10月26日(木)まで(ただし、開庁日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間)

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

入札参加資格があるとされた入札参加者で、本事業に関する入札を辞退しようとする場合は、<様式● 入札辞退届>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

(12) 入札書及び提案書の受付

入札書及び提案書の受付を以下の要領で行う。

① 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 令和5年10月25日(水)から10月27日(金)まで(ただし、10月25日(水)と10月26日(木)は午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間、10月27日(金)は午前9時から12時までの間)

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

② 受付方法等

ア 入札参加資格があるとされた入札参加者は、入札書及び提案書を<様式● 入札書及び提案書提出届>から<様式● 運営備品一覧表>に基づいて作成し、本事業に関する窓口へ持参により提出すること。持参以外での受付は行わない。

イ 入札書は、任意の封筒に入れ封印をして提出すること。封筒の表には、必ず、「米沢市長」及び「入札参加者名」を記載するとともに、「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業に係る入札書在中」の旨を朱書きすること。なお、入札書に記載する「入札金額」については、(13)の「① 入札書の開札(入札金額の適格審査)」を参照のこと。

ウ 代理人(復代理人を含む。)が入札書を提出する場合には、<様式● 委任状(復代理人)>に所定の事項を記載のうえ、入札書とともに提出すること。

エ 市は、入札書及び提案書を受領した場合は、当該書類に受付印を押し、その写しを提出者に交付する。ただし、この写しを持って、入札書及び提案書に関する内容確認を受けたことにはならないので留意すること。

③ 入札保証金

入札保証金は、これを免除する。

地方自治法施行令第167条の7の規定及び米沢市契約規則第5条第1項第1号の規定に基づき、入札額の100分の5以上の額を徴するものとする。

ただし、米沢市契約規則第5条第2項に該当する場合は、入札保証金を免除する。●

④ 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。また、本事業に関する債務負担行為については、令和5年6月28日に、市議会における議決を得ている。

⑤ 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格があるとされた入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限の日（開札日）において、入札参加者の備えるべき入札参加資格のうち1つでも満たさない場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失うことになり、本事業に関する入札の資格がない者に該当する。

- ア 入札に参加する資格がない者の入札
- イ 委任状がない代理人（復代理人）の入札
- ウ 入札書に記名押印のない入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理した者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

⑥ 入札の中止等

入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(13) 入札書の開札（入札金額の適格審査）

入札書の開札を以下の要領で行う。

① 開札日時及び場所

- ア 開札日時 / 令和5年10月27日（金）午後2時00分
- イ 開札場所 / 未定
- ウ 具体的な、開催場所については、入札書及び提案書の受付時に通知する。

② 開札方法等

開札は、原則として、入札参加企業の代表者又はその代理人及び入札参加グループの代表企業の代表者（代理人）又はその復代理人を立ち合わせて行う。入札参加者（代理人）又その復代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。なお、入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を適格として発表する。入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲を超える入札参加者は失格となる。発表された入札参加者は、その後の落札者決定の対象となる。また、入札参加者の入札した入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」が対象とする範囲とそれぞれの関

係は、以下のとおりである。

ア 入札金額（入札書に記載する金額） = A + B + C + D

イ 契約金額（仮契約書に記載する金額） = 入札金額 + (A + C + D) × 10 / 100
（消費税及び地方消費税相当額を加算、1円未満の端数を切り捨て）

ウ 予定価格（市が定める価格。対象とする範囲は「契約金額」に同じ。）

（凡例）

A 施設整備業務に係るサービス対価（一時金及び割賦元金からなる。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

B 施設整備業務に係る金利支払額（割賦元金分のみ。）

C 維持管理業務に係るサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

D 運営等業務に係るサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

(14) 入札に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものととする。

② 費用負担

入札参加者の入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

③ 入札書及び提案書の取扱い

ア 公表及び著作権等

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

本事業に関する提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営等方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ウ 提出された入札書及び提案書等は返却しない。

エ 提出された入札書及び提案書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

④ 市からの提示書類等の取扱い

市が提示する書類等は、本事業の入札に関する検討及び入札書及び提案書等の作成以外の目的で使用することはできない。

⑤ 入札参加者の複数案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第3 優秀提案者の選定及び落札者の決定・公表に関する事項

1 落札者の決定方式

本事業に関する入札は、価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに施設整備、維持管理及び運営等能力等）を総合的に評価し、市が「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会設置要綱」に基づき設置した「米沢市学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が最も優れた提案を行った入札参加者を優秀提案者として選定し、当該選定結果を受けて、市が落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

2 審査委員会の構成

審査委員会は下表の5名の審査委員で構成し、当該審議内容は原則として非公開とする。

また、審査委員会は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づき、下表の学識経験者から意見を聴くこととする。

審査委員会の審査委員及び意見を聴く学識経験者

役割	氏名	役職
委員長	大河原真樹	米沢市副市長
委員	神保 朋之	米沢市総務部長
	遠藤 直樹	米沢市企画調整部長
	吉田 晋平	米沢市建設部長
	山口 玲子	米沢市教育委員会教育指導部長
学識経験者 (五十音順)	井間真理子	米沢栄養大学健康栄養学部健康栄養学科 講師
	三辻 和弥	山形大学工学部建築・デザイン学科 教授

3 優秀提案者の選定の実施

優秀提案者の選定に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和5年11月上旬	優秀提案者の選定
-----------	----------

(1) 優秀提案者の選定

優秀提案者の選定のための提案審査を以下の項目で行う。詳細については、落札者決定基準によるものとする。

① 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、入札参加資格に関する適格審査、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

ア 入札参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき入札参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

イ 入札金額に関する適格審査

入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、第2、3(12)の「④ 予定価格」及び同(13)の「② 開札方法等」を参照すること。

ウ 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、落札者決定基準に定める基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

② 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案、施設計画に関する提案、維持管理計画に関する提案、運営等計画に関する提案、提案全体に関する提案に関して、落札者決定基準に定める審査項目に基づいて審査する。

③ 提案審査（価格審査）

提案審査（価格審査）は、入札金額に関して、落札者決定基準に定める基準に基づいて審査する。

④ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案審査において、入札参加者によるプレゼンテーション及び入札参加者へのヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時（令和5年11月上旬の予定）、開催場所、準備書類（原則として、提案書以外の提出を認めない予定）等について、事前に入札参加者へ通知する。

4 落札者の決定・公表

落札者の決定・公表に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和5年11月中旬	落札者の決定・公表
令和5年12月中旬	審査講評の公表

(1) 落札者の決定・公表

- ① 審査委員会による優秀提案者の選定結果を受けて、市が落札者を決定する。
- ② 落札者の決定結果は、速やかに入札参加者に対して文書で通知するとともに、市のホームページにより公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(2) 審査講評の公表

PFI法第11条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する予定である。

第4 事業契約等に関する事項

事業契約等に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

令和5年11月下旬	落札者との基本協定の締結
令和6年1月上旬	選定事業者との仮事業契約の締結
令和6年3月下旬	仮事業契約の市議会における議会の議決の日をして事業契約としての効力が発生する。

1 基本協定の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けて速やかに、市を相手方として、仮事業契約の締結に向けて必要となる事項等を定めた基本協定を締結する。

落札者の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。また、市の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、市は、落札者が落札者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を、合理的な範囲で負担する。

なお、市及び落札者の責めに帰すべき事由によることなく基本協定の締結に至らなかった場合は、市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

2 特別目的会社の設立

落札者は、市との仮事業契約の締結までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を米沢市内に設立する。

なお、入札参加者によるSPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加企業、入札参加グループの代表企業、建設に当たる者及び運営等に当たる者は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、選定事業者及び当該出資者が、譲渡、担保等の設定その他の処分について、書面による合理的な説明を市に提示し、市の事前承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

3 選定事業者との仮事業契約の締結

(1) 仮事業契約の締結の手順等

選定事業者は、令和6年1月上旬を目処とし、市を相手方として、仮事業契約書（案）及び提案書に基づき、仮事業契約の締結を行わなければならない。仮事業契約において、選定事業者が実施すべき施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務に関する業務内容、支払金額、支払方法等を定める。

(2) 仮事業契約の内容の変更

仮事業契約の締結は、軽微な事項を除き、入札説明書等（特に「仮事業契約書（案）」）並びに落札者の入札書及び提案書に示した契約内容について、変更ができないことに留意すること。

(3) 仮事業契約の締結に至らなかった場合

選定事業者（落札者を含む。以下、本項、3(4)及び4の項において同じ。）の事由により仮事業契約の締結に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。また、市の事由により仮事業契約の締結に至らなかった場合は、市は、選定事業者が落札者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を、合理的な範囲で負担する。

なお、市及び選定事業者の責めに帰すべき事由によることなく仮事業契約の締結に至らなかった場合は、市及び選定事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

(4) 仮事業契約の締結に係る費用の負担

仮事業契約の締結に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

4 市議会における仮事業契約に係る議案の議決（効力の発生）

本事業は、PFI法第12条の規定により、市議会における仮事業契約に係る議案の議決を得たときに効力を生じるものとする。なお、市議会における仮事業契約に係る議案の議決が得られず仮事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5 契約保証金

(1) 選定事業者は、施設整備業務の履行を保証するため、仮事業契約の締結後速やかに、本施設の引渡しまでの間にわたって、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合において市を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を市に提出し、選定事業者等を被保険者とした場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、仮事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

④ 施設整備業務に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

⑤ 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 保証の金額は、施設整備費相当分（ただし、施設整備業務に係る金利支払額を除く。）の100分の10とする。

(3) 契約金額に変更があった場合は、保証の金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は選定事業者に対して保証の金額の増額を請求することができ、選定事業者は市に対して保証の金額の減額を請求することができる。

6 支払条件等

(1) 支払の構成

市の選定事業者に対する支払（サービス対価）は、施設整備費相当分（ただし、運営等業務のうち開業準備業務に係るサービス対価を含む。）、維持管理費相当分、運営等費相当分（ただし、開業準備業務に係るサービス対価を除く。）、で構成される。それぞれに含まれる項目は、以下のとおりである。

選定事業者に対する支払（サービス対価）の内訳	
施設整備費相当分	
A	施設整備業務に係るサービス対価（一時金及び割賦元金からなる。）
ア	事前調査業務及び関連業務
イ	設計業務及び関連業務
ウ	建設業務及び関連業務
エ	調理設備調達・設置業務及び関連業務
オ	食器食缶等調達業務及び関連業務
カ	施設備品調達・設置業務及び関連業務
キ	工事監理業務
ク	周辺家屋影響調査・対策業務
ケ	電波障害調査・対策業務
コ	近隣対応・対策業務
サ	所有移転（引渡し）に係る一切の業務
シ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ス	運営等業務のうち開業準備業務
セ	その他費用 選定事業者の開業に要する諸費用、建中金利、保険料、資金調達に要する諸費用、その他施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に関して初期投資として必要となる諸費用
A'	施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に係る消費税及び地方消費税相当額（一時金、割賦元金からなる。）
B	施設整備業務（運営等業務のうち開業準備業務を含む。）に係る金利支払額（割賦元金分のみ。） 上記A（割賦元金分のみ。）とA'（割賦元金分のみ。）の合計金額を割賦元本とした元利均等方式による金利支払額
維持管理費相当分	
C	維持管理業務に係るサービス対価
ア	建築物保守管理業務（建築物の修繕・更新業務を含む。）
イ	建築設備保守管理業務（建築設備の修繕・更新業務を含む。）
ウ	附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕・更新業務を含む。）
エ	調理設備保守管理業務（調理設備の修繕・更新業務を含む。）

オ	食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
カ	施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）
キ	清掃業務
ク	警備業務
ケ	上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検を含む。）
コ	その他費用 選定事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益、その他維持管理業務に関して必要となる諸費用
C' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額	
運営等費相当分	
D	運営等業務に係るサービス対価
イ	調理等業務
ウ	衛生管理業務
エ	配送・回収業務
オ	配膳補助等業務
カ	洗浄・残渣等処理業務
キ	運営備品調達業務
ク	上記各項目に伴う各種申請等業務
ケ	その他費用 選定事業者の管理費（一般管理費、事務費、保険料等）、法人税、法人の利益に対して係る税金、税引後利益、その他運営等業務に関して必要となる諸費用
D' 運営等業務に係る消費税及び地方消費税相当額	

※ 不動産取得税は、選定事業者が本施設を原始取得し、6か月以内に未使用のまま市に所有を移転することにより非課税になるものと認識している。

※ 本施設の不動産登記に関する登録免許税は入札金額に含めないものとし、選定事業者に当該費用が発生する場合は、市の負担とする。

(2) 施設整備費相当分

施設整備費相当分は、(1) Aのアからセまで並びにA'及びBで構成されるものとする。

① 施設整備費相当分の改定

ア 市又は選定事業者は、施設整備業務期間内で事業契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により「A 施設整備業務に係るサービス対価」のうちウからカまで、クからコマまで（以下「改定対象対価」という。）が不相当となったと認めたときは、相手方に対して改定対象対価の変更を請求することができる。

イ 市又は選定事業者は、上記アの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（改定対象対価から当該請求時の出来形部分に相応する改定対象対価を控除した額をいう。以下この①において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この①において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、改定対象対価の変更に応じなければならない。

- ウ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、選定事業者に通知する。
- エ 上記アの規定による請求は、この①の規定により改定対象対価の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のこのアに基づく改定対象対価変更の基準とした日」と読み替えてアの規定を適用するものとする。
- オ 特別な要因により施設整備業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、改定対象対価が不相当となったときは、市又は選定事業者は、上記アからエの規定によるほか、改定対象対価の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、市又は選定事業者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- キ 上記オ、カの場合において、改定対象対価の変更額については、市と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、選定事業者に通知する。
- ク 上記ウ及びキの協議開始の日については、市が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、市が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

② 施設整備費相当分の内容

ア 一時金

市は、「A 施設整備業務に係るサービス対価」のうち交付金分●円（消費税及び地方消費税を含む。）、起債分●円（消費税及び地方消費税を含む。）を想定しており、本施設の市への引渡し完了した翌日以降速やかに、一時金として支払う。入札参加者は、当該金額に基づいて一時金分、割賦元金分を算定し、入札書及び提案書を作成すること。なお、実際の交付金分、起債分は、入札参加者の提案内容等により算定されるものであり、落札者との基本協定の締結から選定事業者との仮事業契約の締結までの間に精査するものとする。

イ 割賦元金

市は、「A 施設整備業務に係るサービス対価」の総額から上記アの一時金を控除した残額について、本施設の引渡し完了の翌日から事業契約の完了までの15年間にわたって、選定事業者に元利均等方式で支払う。

なお、「A 施設整備業務に係るサービスの対価（割賦元金分のみ。）」と「A' 施設整備業務に係る消費税及び地方消費税相当額（割賦元金分のみ。）」の合計金額を元利均等方式での支払の元本とする。

③ 施設整備費相当分の支払期間・回数等

ア 一時金

- a) 本施設の引渡し完了の翌日以降速やかに行う。
- b) 選定事業者は、本施設の引渡し完了の翌日以降速やかに、市に対して請求書を送付する。
- c) 市は、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

イ 割賦元金

- a) 本施設の引渡し完了の翌日から事業契約の完了までの 15 年間にわたって年 2 回・計 30 回の元利均等方式（各回の元利合計支払額は 30 回とも同額とする。）で行う。
- b) 選定事業者は、第 1 回目から第 30 回目の支払として、毎年度 9 月末日の翌日（4 月から 9 月分）及び 3 月末日の翌日（10 月から 3 月分）からそれぞれ 30 日以内に、市に対して請求書を送付する。
- c) 市は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

④ 施設整備費相当分のうち「B 施設整備業務に係る金利支払額（割賦元金分のみ）」の算定及び改定

ア 「B 施設整備業務に係る金利支払額」の利率は、基準金利の利率と提案によるスプレッドの合計とする。

イ 基準金利の利率は、引渡し日の 2 銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 10 年もの（円／円）金利スワップレートとする。なお、当該金利スワップレートの入手は、選定事業者の責任と費用において行う。

ウ 「B 施設整備業務に係る金利支払額」に用いる基準金利の利率は、令和 8 年 3 月 31 日（本施設の引渡し予定日・初回の改定時）の 2 銀行営業日前のレート [10 年もの] と令和 18 年 3 月 31 日（基準金利の改定日・2 回目の改定時）の 2 銀行営業日前のレート [5 年もの] を適用して改定を行う。

エ 入札時（入札書及び提案書の提出時）に用いる基準金利の利率は、●%を使用するものとする。

オ なお、基準金利の利率が [－（マイナス）] の場合にあっては、[0（ゼロ）] と読み替えるものとする。また、スプレッドの改定は行わない。

(4) 維持管理費相当分

維持管理費相当分は、(1) C のアからコまで並びに C' で構成されるものとする。

① 維持管理費相当分の内容

市は、維持管理費相当分として、「C 維持管理業務に係るサービス対価」と「C' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の合計金額を、本施設の引渡し完了の翌日（本施設の維持管理に係る業務の開始日）から事業契約の完了までの 15 年間にわたって、選定事業者へ平準方式で支払う。

② 維持管理費相当分の支払期間・回数等

ア 本施設の引渡し完了の翌日（維持管理業務の開始日）から事業契約の完了までの 15 年間

にわたって年4回・計60回の平準方式（各回の支払額は60回とも同額とする。）で行う。

イ 選定事業者は、毎月の維持管理業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、選定事業者は、毎四半期の維持管理業務の終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。

ウ 市は、上記イの報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

エ 選定事業者は、上記ウの通知を受けた後、第1回目から第60回目の支払として、毎年度6月末日の翌日（4月から6月分）、9月末日の翌日（7月から9月分）、12月末日の翌日（10月から12月分）及び3月末日の翌日（1月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

オ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

③ 維持管理費相当分の支払額の改定

ア 維持管理費相当分のうち「C 維持管理業務に係るサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、維持管理費相当分のうち「C' 維持管理業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「C 維持管理業務に係るサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

a) 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。

b) 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

a) 初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和5年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

b) 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

a) 令和8年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）

・ $P08 = P05 \times (SPPI0708 / SPPI0510)$ 、ただし $|(SPPI0708 / SPPI0510) - 1| \geq 1.5\%$

b) 令和n年度の1回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

・ $Pn = P05 \times (SPPIn-1 \cdot 08 / SPPI0510)$ 、ただし $|(SPPIn-1 \cdot 08 / SPPI0510) - 1| \geq 1.5\%$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

・ $Pn = Pr \times (SPPIn-1 \cdot 08 / SPPIr-1 \cdot 08)$ 、ただし $|(SPPIn-1 \cdot 08 / SPPIr-1 \cdot 08) - 1| \geq 1.5\%$

<凡例>

・ P05 : 入札に基づく1回当たりの支払額

- ・ SPPI0510 : 令和 5 年10月の指数/(1 + 調査月の消費税及び地方消費税)
- ・ P08 : 令和 8 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI0708 : 令和 7 年 8 月の指数/(1 + 調査月の消費税及び地方消費税)
- ・ Pn : 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI_{n-1}・08 : 令和 n-1 年 8 月の指数/(1 + 調査月の消費税及び地方消費税)
- ・ Pr : 平成 r 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI_{r-1}・08 : 令和 r-1 年 8 月の指数/(1 + 調査月の消費税及び地方消費税)
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ (SPPI000/SPPI000)-1 : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 「企業向けサービス価格指数 (SPPI)」には、「日本銀行調査統計局/企業向けサービス価格指数/建物サービス/確報値」において公表される指数を採用する。

(5) 運営等費相当分

運営等費相当分は、(1)Dのイからケまで並びにD'で構成されるものとする。

① 運営等費相当分の内容

市は、運営等費相当分として、「D 運営等業務に係るサービス対価」と「D' 運営等業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の合計金額を、本施設の引渡し完了の翌日(本施設の運営等に係る業務の開始日)から事業契約の完了までの15年間にわたって、選定事業者へ平準方式で支払う。

② 運営等費相当分の支払期間・回数等

ア 本施設の引渡し完了の翌日(運営等業務の開始日)から事業契約の完了までの15年間にわたって年4回・計60回の平準方式(各回の支払額は60回とも同額とする。)で行う。

イ 選定事業者は、毎月の運営等業務の終了後、翌月の10日(10日が閉庁日の場合はその翌開庁日)までに、業務報告書(月報)を作成し、市に報告を行う。また、選定事業者は、毎四半期の運営等業務の終了後、翌月の10日(10日が閉庁日の場合はその翌開庁日)までに、業務報告書(四半期報)を作成し、市に報告を行う。

ウ 市は、上記イの報告を受けてから7日(7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

エ 選定事業者は、上記ウの通知を受けた後、第1回目から第60回目の支払として、毎年度6月末日の翌日(4月から6月分)、9月末日の翌日(7月から9月分)、12月末日の翌日(10月から12月分)及び3月末日の翌日(1月から3月分)からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

オ 市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

③ 運営等費相当分の支払額の改定

ア 運営等費相当分のうち「D 運営等業務に係るサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、運営等費相当分のうち「D' 運営等業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「D 運営等業務に係るサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税を乗じた額とする。

- イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。
- a) 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。
 - b) 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

- a) 初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和5年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。
- b) 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

- a) 令和8年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）
 - ・ $P08 = P05 \times (SPPI0708 / SPPI0510)$ 、ただし $|(SPPI0708 / SPPI0510) - 1| \geq 1.5\%$
- b) 平成n年度の1回当たりの支払額の改定
 - <過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）
 - ・ $P_n = P05 \times (SPPI_{n-1} \cdot 08 / SPPI0510)$ 、ただし $|(SPPI_{n-1} \cdot 08 / SPPI0510) - 1| \geq 1.5\%$
 - <既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）
 - ・ $P_n = P_r \times (SPPI_{n-1} \cdot 08 / SPPI_{r-1} \cdot 08)$ 、ただし $|(SPPI_{n-1} \cdot 08 / SPPI_{r-1} \cdot 08) - 1| \geq 1.5\%$

<凡例>

- ・ P05 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ SPPI0510 : 令和5年10月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ P08 : 令和8年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPI0708 : 令和7年8月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pn : 令和n年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPI_{n-1}・08 : 令和n-1年8月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pr : 平成r年度の1回当たりの支払額
- ・ SPPI_{r-1}・08 : 令和r-1年8月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ (SPPI000/SPPI000)-1 : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 「企業向けサービス価格指数（SPPI）」には、「日本銀行調査統計局／企業向けサービス価格指数／給食サービス／確報値」において公表される指数を採用する。

④ 変動料金算定基準等



⑤ 固定料金と変動料金の区分（参考イメージ）



7 工事保険等

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は受託者をして、次の保険に加入又は加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに本市へ提示しなければならない。

また、以下の保険以外にリスク対応のために必要とする場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設工事期間

① 建設工事保険

保険の契約者	選定事業者又は建設に当たる者
被保険者	選定事業者又は建設に当たる者
保険の対象	本施設の建設工事費
保険の期間	工事着工日を始期とし引渡し予定日を終期とする。
保険金額(補償額)	建設工事費(建設工事に係る請負代金相当額)
補償する損害	水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

② 第三者賠償責任保険

保険の契約者	選定事業者又は建設に当たる者
被保険者	選定事業者又は建設に当たる者
保険の期間	工事着工日を始期とし引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額(補償額)	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(2) 維持管理・運営等期間

① 第三者賠償責任保険

保険の契約者	選定事業者又は維持管理に当たる者及び運営等に当たる者
被保険者	選定事業者又は維持管理に当たる者及び運営等に当たる者
保険の期間	維持管理・運営等に係る業務の開始日を始期とし事業契約の完了日を終期とする。
てん補限度額(補償額)	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	維持管理・運営等に係る業務に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

第5 事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務に関する事項

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 選定事業者の株式の譲渡・担保提供等

本事業を実施するために設立された選定事業者に出資を行ったすべての出資者は、事業契約が終了するまで選定事業者の株式を保有するものとし、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、選定事業者及び当該出資者が、譲渡、担保等の設定その他の処分について、書面による合理的な説明を市に提示し、市の事前承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、市に対して有する施設整備、維持管理及び運営等の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、市に対して有する施設整備、維持管理及び運営等の提供に係る債権に対する質権の設定及び担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

2 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担と責任分担

市と選定事業者の責任分担は、仮事業契約書（案）によるものとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、仮事業契約書（案）において示すが、仮事業契約書（案）において示されていない場合には、それぞれの因果関係（帰責事由）等に基づいて市と選定事業者の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本施設の施設整備を行うに当たり、交付金の交付を受ける予定であり、選定事業者は、

対象内外の区分や工事費算出等の資料を作成し、市が行う申請手続並びに会計検査等の支援を行う。

4 土地（事業計画地）の使用等

土地（事業計画地）は、市所有の行政財産とし、施設整備業務に必要な範囲を選定事業者は無償で使用することを許可する。

5 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に規定された水準並びに入札提案書において入札参加者が提案した水準（以下、あわせて「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、事業の実施状況についてモニタリングを行う。

(2) モニタリングの費用の負担

市が行うモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は選定事業者の負担とする。

(3) 施設整備業務に関するモニタリング

① モニタリングの対象となる業務

第1、1(6)①のアからシまで並びに③のアの各業務

② 調査・設計時

ア 市は、本施設が所定水準に従い設計されていることを確認する。市は、当該確認を行うために、本施設の設計状況その他について、選定事業者に事前に通知したうえで、選定事業者に対してその説明を求められることができるものとし、また上記確認のため必要な書類の提出を求められることができる。

イ 選定事業者は、アに定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとし、また設計に当たる者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。選定事業者は、調査及び設計（基本設計と実施設計）の完了時その他必要に応じて随時、アの市による確認ができる報告書及び設計図書等を市に提出し、市に内容の確認を受ける。また、選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認等の書類作成を行い、建築確認等の申請を行うとともに、市に事前説明及び事後報告を行う。

ウ 市は、ア、イに基づき説明及び報告等を受け、指摘事項がある場合には、適宜これを選定事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

エ 市は、選定事業者への説明要求、選定事業者による説明の実施を理由として、本施設の設計の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

③ 建設時

ア 市は、工事の進捗状況について、随時、選定事業者に対して報告を要請することができ、選定事業者は、市の要請があった場合には速やかに報告を行わなければならない。また、

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事について、選定事業者事前に通知したうえで、選定事業者、建設に当たる者又は工事監理に当たる者に対して中間確認の実施と、その報告を求めることができる。

- イ 市は、建設期間中、随時、選定事業者に対して質問をし、工事について説明を求めることができる。選定事業者は、市から係る質問を受領した後 14 日（14 日目が市の閉庁日の場合はその翌閉庁日）以内に、市に対して回答を行わなければならない。市は、選定事業者の回答内容が合理的でないとは判断した場合、協議を行うことができる。
- ウ 市は、建設期間中、選定事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会うことができる。ただし、立ち会い開始に際しては、現場において選定事業者の現場責任者に連絡し、その安全管理上の指示に従うものとする。
- エ ア、イ、ウに定める報告、中間確認、説明又は立ち会いの結果、建設状況が所定水準の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、選定事業者に対してその是正を求めることができ、選定事業者は、これに従わなければならない。
- オ 選定事業者は、建設期間中に実施する本施設の検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとし、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- カ 市は、選定事業者への説明要求又は工事への立ち会いを理由として、本施設の設計、建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- キ 選定事業者は、中間確認及び建設状況の確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また必要ある場合には、建設に当たる者又は工事監理に当たる者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

④ 完成時

- ア 市は、本施設の完成時に、選定事業者によって建設された本施設について、所定水準を達成しているか否かを確認する。
- イ 選定事業者は、アに定める市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとする。
- ウ これら、本施設の完成時における、市による確認の実施に関する詳細は、事業契約書（案）によるものとする。

(4) 維持管理業務及び運営等業務に関するモニタリング

市は、選定事業者によって実施される維持管理業務及び運営等業務について、所定水準に基づき適正かつ確実なサービス提供がなされているかを確認するため、以下のモニタリングを行う。

なお、モニタリングにより所定水準が達成されていない又は達成されないおそれがあると市が判断した場合は、是正勧告、サービス対価の減額、サービス対価の支払の停止及び事業契約の解除等の措置を行うものとする。

① モニタリングの対象となる業務

（維持管理業務）

第 1、1 (6) ②のアからケまでの各業務

（運営等業務）

第1、1(6)③のイからクまでの各業務

② モニタリングの実施項目等

各業務に対するモニタリングの実施項目等は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と選定事業者で協議して決定する。

市は、各業務の実施段階に応じて、選定事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

③ モニタリングの方法

ア 選定事業者からの業務報告書の提出

選定事業者は、事業契約等に基づき、各業務の実施結果を記録した業務報告書を作成し市に提出する。各業務報告書の提出期限は下表のとおりとする。なお、業務報告書の内容は、選定事業者の提案に基づき、事業契約の締結後に、市と選定事業者で協議をして、市が決定する。

報告書の種類	提出期限
業務報告書 (月報)	毎月の業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。
業務報告書 (四半期報)	毎四半期の業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。

イ 市のモニタリング

市の行うモニタリングは、下表のとおりとする。

種別	方法
モニタリング (月次)	選定事業者から提出された業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査や選定事業者に説明等を求めることにより、本施設の状況及び当該月の業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (四半期)	選定事業者から提出された業務報告書（四半期）を確認するほか、業務現場への立入検査や選定事業者に説明等を求めることにより、本施設の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。業務現場への立入検査は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (随時)	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務現場への立入検査や選定事業者に説明等を求めることにより、本施設の状況及び業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。

④ モニタリングの結果

ア 業務の不履行の定義

業務の不履行により発生する状態を、給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態である「所

定水準未達成の場合」の2つに分類する。

a) 提供不全の場合

提供不全の場合とは、「レベル1 給食を提供できなかった場合」と「レベル2 指定時間内に給食を配送できなかった場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

レベル1 給食を提供できなかった場合

- ・ 選定事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から20分を超えて配送され、生徒児童等が喫食できなかった場合
- ・ 選定事業者の責めに帰すべき事由により、生徒児童等が調理終了後2時間以内に喫食できなかった場合

レベル2 指定時間内に給食を配送できなかった場合

- ・ 選定事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から20分以内に配送され、生徒児童等が調理終了後2時間以内に喫食できた場合

b) 所定水準未達成の場合

所定水準未達成の場合とは、提供不全の場合に該当しないことを前提に、本施設の維持管理業務及び運営等業務が所定水準を達成しているか否かにより判断し、「レベル3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合」と「レベル4 是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

レベル3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合

- ・ 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
- ・ 衛生管理が不十分である場合

レベル4 是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

- ・ 衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、所定水準を満たすサービスの提供がされていない場合

業務の不履行の一覧表

a) 提供不全の場合(給食の提供が不全となる状態)	レベル1 給食を提供できなかった場合
	レベル2 指定時間内に給食を配送できなかった場合
b) 所定水準未達成の場合(提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態)	レベル3 是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
	レベル4 是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

イ 業務の不履行の判断

a) 提供不全の場合の判断

- ・ 提供不全の場合は、市が指定した学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、「レベル1 給食を提供できなかった場合」又は「レベル2 指定時間内に給

食を配送できなかった場合」のいずれかについて判断する。

- ・ 提供不全の場合、市は選定事業者に対して、速やかに是正勧告を行う。

b) 所定水準未達成の場合の判断

- ・ 所定水準が達成されていると市が判断した場合の業務確認の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていると市が判断した場合、市は選定事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下「業務確認の通知」という。）を行う。

- ・ 所定水準が達成されていないと市が判断した場合の是正勧告の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていないと市が判断した場合、市は選定事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）又は所定水準が達成されていないと市が判断した日から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、是正勧告を行う。ただし、次の場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ・ 見学者等の第三者の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

⑤ 是正勧告

ア 改善計画書の提出及び改善作業の着手

選定事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日（3日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。また、改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日（5日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善期日を、是正勧告の内容及び改善計画書の内容に応じて早めたり遅らせたりすることができるものとする。

イ 改善計画書に基づく対応状況の報告及び業務現場への立入検査の実施

選定事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認する。

- a)** 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されたと市が判断した場合、市は選定事業者に対して、速やかに業務確認の通知を行う。

- b)** 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されていないと市が判断した場合、速やかに是正勧告（2回目以降）を行う。

⑥ サービス対価の減額

維持管理業務及び運営等業務に係るサービス対価は、事業契約に定められたサービス対価の満額から、次に掲げる提供不全の場合及び所定水準未達成の場合における減額をしたものとなる。

ア 提供不全の場合におけるペナルティポイント

市が指定した学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全が選定事業者の責めに帰すべき事由による場合には、市は、選定事業者に対して是正勧告を行うとともに、選定事業者にペナルティポイントを計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、一つの食中毒等の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間が伴う場合（当該食中毒等の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒等の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒等の発生につき一括して40ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。なお、当該食中毒等の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によることが明らかになった場合、事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、ペナルティポイントを計上しない。

また、市及び選定事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表1 提供不全の場合におけるペナルティポイント

影響を受けた 給食数の割合 ※	ペナルティポイント	
	レベル1 (未提供の場合)	レベル2 (遅配の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1
1%以上 5%未満	4	2
5%以上10%未満	6	3
10%以上30%未満	8	4
30%以上	10	5

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数) / (当該年度の4月における最大の提供給食数)

イ 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

上記の④イb)に基づいて是正勧告(2回目以降)が行われた場合、市は、是正勧告(2回目以降)の翌日から所定水準の未達成が解消されたことが確認できた業務現場への立入検査の前日までの日数(市の閉庁日を除く)に、表2に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとし、2四半期にまたがってペナルティポイントが計上される

場合、当該ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。

また、市及び選定事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表2 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

ポイントの期間	ペナルティポイント	
	レベル3 (重大な影響が想定)	レベル4 (軽微な影響が想定)
1日当たり	2	1

ウ 合計ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の⑥アと⑥イの合計ペナルティポイントにより、市は選定事業者に対して、表3のとおり減額の措置を講じる。また、減額の措置の対象は、維持管理費相当分と運営等費相当分の合計金額とする。算定例として、当該四半期に表3のサービス対価の減額割合が生じた場合の減額は、「(維持管理費相当分+(運営等費相当分の固定料金+運営等費相当分の減額前の変動料金))×減額割合+(未供給食数×1食当たりの変動料金の単価)」とするとともに、表3のサービス対価の減額割合が生じない場合であっても、「未供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額を行うものとする。

なお、食中毒事故の発生の場合の上記算定例における未供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に一括して計上する。

表3 合計ペナルティポイントによる減額割合

合計ペナルティポイント	サービス対価の減額割合
5以下	減額の措置を講じない
6以上 10以下	5%
11以上 20以下	10%
21以上 30以下	20%
31以上	40% + 当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における合計ペナルティポイントが20ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

エ 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払停止

合計ペナルティポイントが連続発生した場合は、上記ウに掲げる措置に加え、市は選定事業者に対して、表4のとおり支払停止の措置を講じる。

表4 業務の不履行の発生頻度とサービス対価の支払停止

条 件	措 置
合計ペナルティポイントが 21 以上の事態が 2 四半期連続で発生した場合	当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における四半期の合計ペナルティポイントが 20 ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

⑦ 事業契約の解除等

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに、維持管理に当たる者及び運営等に当たる者の変更を求める又は事業契約の解除を行うことができる。

ア 選定事業者が、上記の⑤ ア に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記の⑤ イ b) に準じて是正勧告（2回目）を行った場合において、係る再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合

イ 選定事業者が、上記の⑤ ア に基づく改善計画書において定めた期限までに業務の不履行の状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記の⑤ イ b) に基づいて是正勧告（2回目）を行った場合において、係る再度の是正通告に基づき市に対して提出された選定事業者の改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務の不履行の状態の改善及び復旧を確認できない場合

ウ 連続する 2 四半期の合計ペナルティポイントの合計が 61 以上の場合

(5) 財務の状況に関するモニタリング

① 選定事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、当該事業年度の最終日から起算して 3 か月以内に、市に提出しなければならない。なお、公認会計士による監査を行うものとする。

② 市は、①に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、選定事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、選定事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。

(6) 光熱水費に関するモニタリング

本事業における光熱水費（配送車の燃料費を除く。）の支払は市の負担とするが、実際の光熱水量が、選定事業者の提案時の光熱水量よりも 25% の範囲を超えて上回る場合は、当該 25% を超えて上回る光熱水量に相当する光熱水費の 50% については選定事業者の負担とする。●

第6 その他に関する事項

1 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、米沢市のホームページに掲載する。

2 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

3 金融機関等と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、選定事業者に資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することを原則とする。

4 特定事業の選定の取消し

市は、選定事業者の募集、評価及び落札者の決定において、当該入札参加者の提案が公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

第7 提出書類等の一覧

本事業に関する窓口

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

米沢市教育委員会教育管理部教育総務課

〒992-0012 米沢市金池三丁目1番14号

置賜総合文化センター内

メールアドレス ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

電話 0238-22-5111 (代)